クロネコメール運約書

開自第一　九〇号昭平成二十年十月十四日

目次

第一章　総則
第二章　運送業務
第三章　通則
第四節　運送の申込み
第五節　指図
第六節　運賃及び料金
第七節　責任
第八節　事故

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

（適用範囲）

第二条　当店は、前項の事業に始帯する特別積合せ貨物運送を行います。

３　２　当店は、「クロネコメール便」（以下「メール便」という。）を受け等へのドア・ツー・ドア配達（以下「配達」という。）を行います。

２　この約款は、メール便の送り状（以下「お申込み書」という。）を受領印不要の投函サービス（以下「メール便サービス」という。）に関する運送契約は、この約款に定めるところ等によります。

３　当店は、「クロネコメール便」の運送を引き受けるときに、法令又は当店が定める運送約款に反しないときは、前二項の規定にかかわらず、法令に反しないときは、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務

第一節　通則

（運送の申込み）

第三条　当店は、受付日時を定め、営業所その他の店頭に掲示します。

２　事業所の所在地、その他の事業所の名称、その受付日時を変更する場合には、あらかじめ掲示します。

３　前項の規定に違反した場合には、当店は、その掲示した日から、その変更の日時を経過するまでの間、その変更前の受付日時を変更しないものとします。

（運送の申込の拒絶）

第四条　当店は、次の事由のいずれかに該当するときは、運送の申込みを受けないことがあります。

１　当店が運送することが、法令に反するとき。

２　当店が運送することが、公序良俗に反するとき。

３　当店が運送することが、その事業の運営を著しく妨げるとき。

４　当店が運送することが、その事業の運営を著しく妨げるおそれがあるとき。

５　当店が運送することが、その事業の運営を著しく妨げるおそれがあるとき。

６　当店が運送することが、その事業の運営を著しく妨げるおそれがあるとき。

７　当店が運送することが、その事業の運営を著しく妨げるおそれがあるとき。

８　当店が運送することが、その事業の運営を著しく妨げるおそれがあるとき。

（荷物の種類）

第五条　当店は、次の荷物を運送します。

１　一般貨物

２　定温貨物

３　生鮮食品

４　医薬品

５　美術品

６　貴金属

７　現金

８　有価証券

９　その他の貴重品

１０　その他の特殊な荷物

２　当店は、前項の荷物のうち、次の荷物については、法令又は当店が定める運送約款に反しないときは、前項の規定にかかわらず、法令に反しないときは、特約の申込みに応じることがあります。

１　現金

２　有価証券

３　その他の貴重品

４　その他の特殊な荷物

（運送の申込の方法）

第六条　当店は、次の事項を記載した「クロネコメール便出荷票」（以下「出荷票」という。）を荷送人ごとに発行します。

１　荷送人の氏名又は名称

２　荷送人の住所又は居所

３　荷送人の電話番号

４　荷送人の郵便番号

５　荷送人の電子メールアドレス

６　荷送人の荷物の種類

７　荷送人の荷物の数量

８　荷送人の荷物の重量

９　荷送人の荷物の価格

１０　荷送人の荷物の運賃

１１　荷送人の荷物の料金

１２　荷送人の荷物の保管料

１３　荷送人の荷物の保険料

１４　荷送人の荷物の保険期間

１５　荷送人の荷物の保険価額

１６　荷送人の荷物の保険金額

１７　荷送人の荷物の保険料

１８　荷送人の荷物の保険期間

１９　荷送人の荷物の保険価額

２０　荷送人の荷物の保険金額

２１　荷送人の荷物の保険料

２２　荷送人の荷物の保険期間

２３　荷送人の荷物の保険価額

２４　荷送人の荷物の保険金額

２５　荷送人の荷物の保険料

２６　荷送人の荷物の保険期間

２７　荷送人の荷物の保険価額

２８　荷送人の荷物の保険金額

２９　荷送人の荷物の保険料

３０　荷送人の荷物の保険期間

３１　荷送人の荷物の保険価額

３２　荷送人の荷物の保険金額